

## 議第46号

三島市地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例案

三島市地震災害警戒本部条例（昭和54年三島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項第3号を次のように改める。

(3) 富士山南東消防組合の消防職員のうちから市長が委嘱する者

第2条第5項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 三島市消防団長

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士